

# 旧大町町スポーツセンター敷地測量業務

## 特記仕様書

令和 8年 4月

大町町 企画政策課

# — 目 次 —

## 第1章 総 則

- 第1条 目的
- 第2条 適用範囲及び関係法令等
- 第3条 履行期間
- 第4条 提出資料等
- 第5条 配置技術者
- 第6条 工程管理報告
- 第7条 品質管理
- 第8条 秘密の遵守
- 第9条 損害賠償
- 第10条 著作権の譲渡等
- 第11条 検査
- 第12条 疑義
- 第13条 身分証明書

## 第4章 成果品

- 第20条 納入成果品

## 第2章 貸与資料及び業務概要

- 第14条 貸与資料
- 第15条 行政情報保護
- 第16条 業務概要

## 第3章 測 量 業 務

- 第17条 基準点測量
- 第18条 用地測量
- 第19条 打合せ協議

# 旧大町町スポーツセンター敷地測量業務 特記仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

本業務は、旧大町町スポーツセンターの敷地と隣接所有者（官有地・民有地）との立ち会いを行い、土地境界を法的に確定させることを目的とする。

これにより、正確な地積（面積）を算出するとともに、基礎資料（確定測量図）を作成するものである。

### 第2条 (適用の範囲及び関係法令等)

本仕様書は、大町町（以下「発注者」という。）が実施する「大町町スポーツセンター敷地測量業務」に適用するものとし、本業務の履行にあたって受託者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して業務を行うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年 法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年 政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年 建設省令第16号）
- (4) 公共測量作業規程の準則
- (5) 公共測量作業規程 解説と運用及び同記載要領
- (6) 都市計画法（昭和43年 法律第100号）
- (7) 建築基準法（昭和25年 法律第201号）
- (8) 土地収用法（昭和26年 法律第219号）
- (9) 佐賀県設計・調査・測量業務共通仕様書
- (10) 佐賀県用地調査等業務共通仕様書
- (11) 大町町財務規則及びその他関係諸規定
- (12) その他関係法令及び通達等

### 第3条 (履行期間)

本業務の履行期間は下記の通りとする。

自 契約締結日

至 令和8年 11月 30日

### 第4条 (提出資料等)

「受注者」は、本業務の実施に当たり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 作業着手届

- (3) 配置技術者届（経歴含む）
- (4) 作業工程表
- (5) 身分証明書届
- (6) その他「発注者」が指示する書類

#### 第5条（配置技術者）

主任技術者及び担当技術者

作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、測量法第49条の規定により登録された測量士を選任するものとする。

#### 第6条（工程管理報告）

「受注者」は、作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。

#### 第7条（品質管理）

「受注者」は、本業務において適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、本仕様書が示す要求事項を企業として適切に実施、照査、是正するための管理能力を有する必要があることから、以下に示す資格を取得していることとし、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを「発注者」に提出し承認を得るものとする。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム）

#### 第8条（秘密の遵守）

「受注者」は、「発注者」よりの借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務に於いて、「受注者」の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

#### 第9条（損害賠償）

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、「受注者」は一切の責任を負い、「発注者」に発生原因及び経過等を速やかに報告し、「発注者」の指示に従うものとする。

#### 第10条（著作権の譲渡等）

「受注者」は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る「受注者」の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

#### 第11条（検査）

本業務完了後は、最終検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、「受注者」が負担す

るものとする。

#### 第12条（疑義）

本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上、「受注者」は「発注者」の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

#### 第13条（身分証明書）

「受注者」は、「発注者」の発行する身分証明書を常時作業員に携帯させ、住民等から要求があった場合にはこれを提示し、紛争の生じないように留意するとともに、本業務終了後は速やかに「発注者」に返却するものとする。

## 第2章 貸与資料及び業務概要

#### 第14条（貸与資料）

本業務に必要な資料は「発注者」より貸与するものとし、「受注者」は借用書を作成し、また貸与された資料を破損・紛失しない様に努め、業務終了後は速やかに返却するものとする。

#### 第15条（行政情報保護）

「発注者」より貸与された資料において、「受注者」は個人情報等の行政資料流出防止対策を適切に実施することが求められることから、以下に示す認証資格証明のいずれかを「発注者」に提出し承認を得るものとする。

- (1) ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証取得証明書の写し
- (2) プライバシーマークの認証取得証明書の写し

#### 第16条（業務概要）

本業務の業務概要は下記の通りとする。

- (1) 対象範囲  
大町町スポーツセンターの敷地（約 10,742 m<sup>2</sup>） 大町町福母 1 5 8-1
- (2) 業務概要
  - ① 基準点測量
  - ② 用地測量
  - ③ 打合せ協議

## 第3章 測量業務

#### 第17条（基準点測量）

- (1) 4級基準点測量

現地測量や路線測量に必要な基準点の位置を定める。選点の良否は、測量の精度、作業能率等に影響するところが大きいため、十分な注意を払い、現地踏査のうえ、選点を行わなければならない。

## 第 18 条 (用地測量)

### (1) 作業計画

#### ① 作業計画

測量・調査範囲の確認、各種資料収集を行い、地形及び土地利用の状況を把握するものとする。

#### ② 現地踏査

用地測量の着手に先立ち、調査区域の現地調査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

### (2) 資料調査

#### ① 公図等の転写

法務局において転写若しくは複写した公図等を用いて、用地測量に必要な区域及びその調査に必要な隣接区域を筆界線の屈曲点に注意をはらいながら図面を作成するものとする。

#### ② 地積測量図転写

調査区域内の土地について、管轄法務局の土地図面つづり込み帳等に地積測量図がある場合、これを複写又は透写し、その図面をもとに地積測量図等転写図を作成するものとする。

#### ③ 土地の登記記録調査

調査区域内の土地について、法務局により土地の登記事項証明書等を収集し、土地調査表を作成するものとする。

#### ④ 権利者確認調査

貸与された権利者資料及び現地調査に基づき権利者の確認を行い、権利者調査表に記入して作成するものとする。

#### ⑤ 公図等転写連続図作成

公図等転写図を工事平面図の起点を左に、終点を右になるように編集を行うものとする。接合部に合致させるために隣接する公図等の字界の線形を無理に調整する等はず、公図等に記載されているままに転写し作成するものとする。

### (3) 境界測量

#### ① 復元測量

境界確認に先立ち、現地復元性のある地積測量図等の資料に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭を設置するものとする。

#### ② 境界確認

復元測量の結果、公図等転写連続図及び土地調査表をもとに、現地において関係権利者立会いの上、境界点を確認し、標杭の設置を行うものとする。

#### ③ 土地境界確認書作成

関係する権利者全員の同意が得られたときは、土地境界確認書に署名押印を受けるものとする。

#### ④ 境界点間測量

境界点の精度管理として実施する。隣接する境界点間または境界点と用地境界点との距離を全辺についてそれぞれの座標値から求めた計測距離とそれを現地で測定した距離を比較することとする。

⑤ 用地境界仮杭設置

正式な境界確定の前に、推定される境界位置を権利者に明示し、確認を求め  
るために仮杭の設置を行うものとする。

⑥ 面積計算

境界測量の成果について、各土地の取得用地及び残地の面積を算出し、面積  
計算書を作成するものとする。

令和8年8月中旬を目途に示すものとする。

(4) 用地実測図原図等の作成

① 用地実測図原図作成

用地実測図原図は、境界点の座標値等を用いて作成するものとする。

② 用地平面図作成

上記、用地実測図原図の境界点の座標値等の必要項目を抽出するとともに、  
現地において建物等の主要地物を測定し作成するものとする。

③ 土地調書作成

これまでに得られた測量成果をもとに、指定する様式で土地調査を作成する  
ものとする。

④ 土地調書添付図作成

土地調書に添付する図面は、現地状況・境界・地番等を正確に反映し、発注  
者が求める形式および縮尺に基づき作成するものとする。

⑤ 土地実地調査書作成

土地実地調査書は、現地確認に基づき、地形・境界・利用状況等の必要事項  
を正確かつ客観的に記録したものを作成するものとする。

(5) 公共用地境界確定協議

① 公共用地管理者との打合せ

「受注者」は、「発注者」と同行のもと、公共用地管理者と本業務を実施する  
うえで必要な事項について打合せを行うものとする。

② 横断面図作成

現地測量で計測した地形データをもとに設定した測線上において、トータル  
ステーション等により測量を行い、横断面図を作成するものとする。

③ 依頼書作成

「受注者」が公共用地の造成設計を行うにあたっては、公共用地境界確定協  
議依頼書を作成し、管理者に依頼して了承を得なければならない。

④ 協議書作成

境界確認等の記録を記した協議書を作成するものとする。

第19条 (打合せ協議)

「受注者」と「発注者」は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を  
正すものとし、その内容についてはその都度「受注者」が打合せ記録簿に記録し、相  
互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応  
じて打合せ記録簿を作成するものとする。

「受注者」は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに「発注者」と協議するものとする。

## 第4章 成 果 品

### 第20条（納入成果品）

- (1) 本業務の納入成果品は、下記の通りとする。
- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| ① 測量成果（基準点測量関係）            | 1.0 式 |
| ② 用地測量成果                   | 1.0 式 |
| ③ 業務報告書                    | 1.0 式 |
| ④ ①～③の電子データ                | 1.0 式 |
| ⑤ その他「発注者」「受注者」協議の上決定した成果品 | 1.0 式 |
- (2) 成果品の納入場所は、大町町企画政策課とする。